

第8回歴史的建造物の保存等検討会議事次第

日 時：平成27年7月10日（金）

13:00～15:00

場 所：中央合同庁舎第7号館西館9階
共用会議室2（904）

1 開 会

2 議 事

（1）歴史的建造物の補修について

（2）重監房資料館の運営状況等について（報告）

（3）その他

3 閉 会

【配付資料】

資料1 歴史的建造物等の保存に関する当面の取組

資料2 歴史的建造物の補修について（案）

資料3 歴史的建造物等の補修候補リスト（案）

資料4 重監房跡地の保全と資料館活動について

参考資料 「歴史的建造物の保存等検討会」開催要領

歴史的建築物等の保存に関する当面の取組

H26.5.23 検討会にて了承

目的

歴史的建造物保存事業は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第18条及びハンセン病問題対策協議会における確認事項を踏まえ、国立ハンセン病療養所に存在するハンセン病隔離政策の歴史・実態を後世に伝える建造物・史跡・資料を保存することによって、ハンセン病及びハンセン病患者の名譽回復を図ることを目的とする。

保存対象の選定

○国のハンセン病隔離政策を伝える建造物・史跡・資料を保存の対象とし、次の観点を考慮し選定することとする。

▽隔離政策の歴史を象徴する建造物・史跡・資料（文書資料、現物資料）

- 隔離政策の状況を伝えるもの
- らい予防法の施行状況や療養所の運営等に関するもの
- 隔離されたことによる生活の実態を伝えるもの
- 隔離政策によってうまれた生活状況（教育、信仰等）を伝えるもの
- 当該療養所以外には同種の施設が残存しないものの

※留意事項

- ・補修等が必要な場合は、その実現可能性も判断材料とする。
- ・再現は行わない。
- ・ハンセン病対策の歴史を伝える要素がない場合は対象としない。
- ・現在の医療機関機能（療養所としての維持管理機能を含む）や地域開放により貸し付けている土地・施設は対象としない。

▽建築史的価値を有する建造物

- 古さ（竣工年が比較的古く、当初の状態をよくとどめていること）
- デザインや技術の優秀さ（デザインや構造・材料などに関して建築時の特徴がみられるとともに、評価できる工夫がみられること）
- 地域性（その地域の特性がデザインや技術等に反映されており、その地域において貴重な建築遺産と考えられること）

保存のあり方、啓発普及等

- 現時点において保存対象候補となり得る建造物・史跡（以下「対象建造物等」という）について、優先順位をつけて補修等を行う。
※優先順位については、各療養所毎ではなく、全体の優先順位とする。
- 補修等は現状を維持するために行うものとし、その実施に当たっては、優先順位に基づき実施していく。
- 対象建造物等については、当面、現在各療養所で行っている普及啓発活動（施設見学、講演、語り部活動等）に活用するものとする。さらに、今後の普及啓発活動のあり方について、各自治会において、各療養所の状況を踏まえて、各自治体等と連携して個別に検討するものとする。

- 対象建造物等の保存のあり方については、当該対象建造物等を活用した普及啓発の実施状況や将来的な管理のあり方も踏まえ、引き続き検討することとし、地元自治体による管理その他の方法もあわせて検討することとする。

歴史的建造物の補修について（案）

▼ 概 要

各ハンセン病療養所に存在する歴史的建造物については、ハンセン病問題解決促進法第18条において、国において必要な措置を講ずることとされているが、保存対象候補となり得る歴史的建造物で特に傷みの激しいものについて、現状を維持するための補修を行うもの。

▼ 予 算

7.7, 847千円（H27年度）

▼補修対象建造物 ※以下の建造物を3年間を目途に補修

① 菊池恵楓園（熊本県）	監禁室	H27年度
② 長島愛生園（岡山県）	回春寮	H27年度
③ 多磨全生園（東京都）	旧図書館	H28年度
④ 奄美和光園（鹿児島県）	旧納骨堂	H28年度
⑤ 星塚敬愛園（鹿児島県）	旧納骨堂	H29年度
⑥ 栗生楽泉園（群馬県）	青年会館	H29年度

▼ スケジュール

7月 構成員代表（藤岡構成員、鮎京構成員に依頼）と事務局で現地確認調査

▽7月17日に、菊池恵楓園（監禁室）

▽7月31日に、長島愛生園（回春寮）

↓

設計の契約（入札）

↓

設計の納品

↓

補修工事の契約（入札）

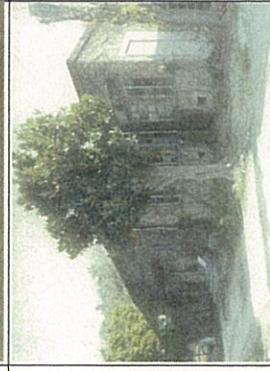
↓

3月 施工完了

歴史的建造物等の補修候補リスト(案)

<補修の候補として選んだ際の考え方>

補修を行わないと数年後には歴史的価値を損なう可能性が高いものをを選んだ。
ただし、これに該当する場合であっても、歴史的価値を損なわないよう補修することが技術的に困難なものは選んでいない。

優先順位	外観	療養所名	名称	構造等	評価した点
1		菊池恵楓園 (熊本県合志市)	監禁室	【建設】大正6年 【構造】W-1	・古さ ・隔離政策の状況を伝えるもの
2		長島愛生園 (岡山県瀬戸内市)	収容所 (回春寮)	【建設】昭和5年 【構造等】RC-1、一部W-1	・古さ ・デザイン的技術の高さ ・隔離政策の状況を伝えるもの ・開園当初に建てられた建物。当時の建物の雰囲気をよく残している
3		多磨全生園 (東京都東村山市)	旧図書館 (理・美容所)	【建設】昭和11～12年 【構造等】W-1	・古さ ・デザイン的技術の高さ ・大正時代の雰囲気を漂わせる建物

優先順位	外観	療養所名 (鹿児島県奄美市)	名称	構造等	評価した点
4		奄美和光園 (鹿児島県奄美市)	旧納骨堂	【建設】昭和38年 【構造等】RC	<ul style="list-style-type: none"> 古さ ・デザイン的技術の高さ(ハシセン病療養所全体を見渡して、最もデザインレベルの高い建物といえる) ・地域性(その地域において貴重な建築遺産と考えられるもの) ・奄美出身の著名な芸術家が地元に残した作品である
5		星塚敬愛園 (鹿児島県鹿屋市)	旧納骨堂(初代)	【建設】昭和13年 【構造等】石造 洞穴	<ul style="list-style-type: none"> 古さ ・デザイン的技術の高さ(地域の歴史を背景に敷地の特性を組み込んでユニークなデザインが施されている) ・地域性(その地域において貴重な建築遺産と考えられるもの) ・当初の姿をかなりよくとどめている
6		(群馬県草津町)	青年会館 (旧栗生会館)	【建設】昭和7年 【構造等】W-1	<ul style="list-style-type: none"> 古さ ・デザイン的技術の高さ ・大正時代にしばしば用いられた様式の建物で、外観は当初の状態をよくとどめている

重監房跡地の保全 と 資料館活動について

重監房資料館

目 次

1. 重監房跡地保全の経緯
2. 保全措置の実施状況
3. 特殊樹脂を用いた工法の概要
4. 跡地の現状
5. 重監房資料館の活動状況

1. 重監房跡地保全の経緯



第1次発掘調査直後
(平成25年10月)

開館半年後



(平成26年10月)

- 重監房の復元を求める会 10万人署名提出
- 歴史的建造物・資料の保存は国の責任で行う
- 重監房資料館開館
- 跡地一般公開
- 見学者の踏み荒らしで急激に劣化が進む
- 立ち入り制限の検討
- 冬季閉鎖
- 保全工事の実施

2. 保全措置の実施状況

① 石碑の移設準備



石碑一時撤去



石碑の移動



養生・保管

- 石碑の一時撤去
- 石碑の移動
- シート養生のうえ、保管

② 台座の撤去



- 台座の撤去
- コンクリート破碎
- 構造物除去

③ 基礎の露出 I

基礎の露出 I



- 石碑の台座を完全に撤去
- かなり深くまで、台座の下敷き(碎石)を確認
- 土間内部を掘削する

④ 基礎の露出Ⅱ



- 基礎構造物を傷つけないよう手掘りで作業
- 土間周りの基礎を完全に露出
- 新たな出土物は無し
- 積雪に備えて基礎全体をシートで覆う
- 作業は冬季中断

⑤ 積雪による中断と除雪作業



- 積雪量を確認
- 跡地までの通路を除雪
- 跡地の除雪

※重機が入れないため、手作業で行う

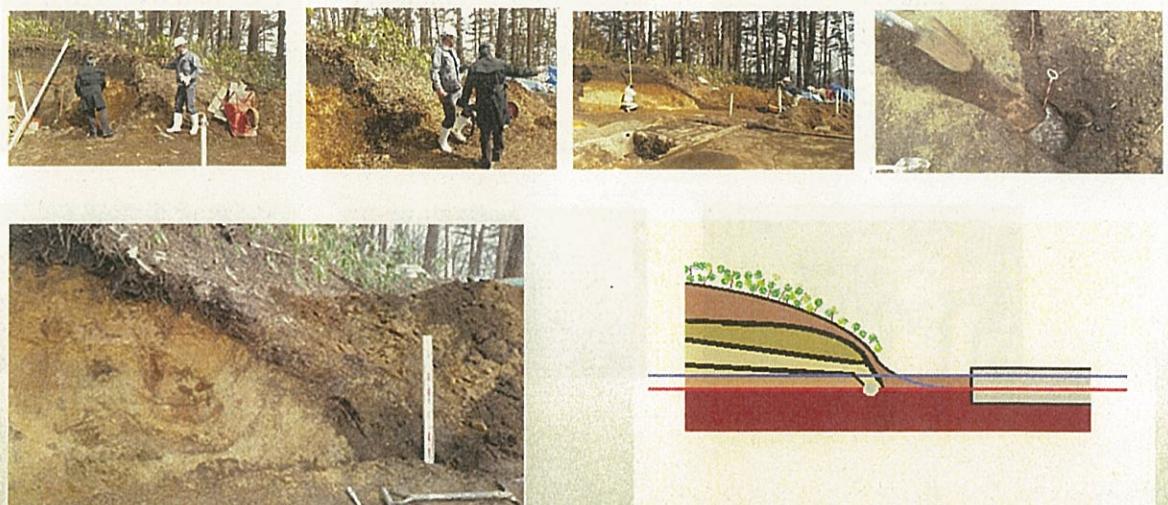
⑥ 基礎露出作業と高圧洗浄



- 通路入り口の水道から取水
- トラック荷台にタンク、ポンプを置く
- 通路に高圧ホースを引く
- 露出させた基礎を高圧洗浄

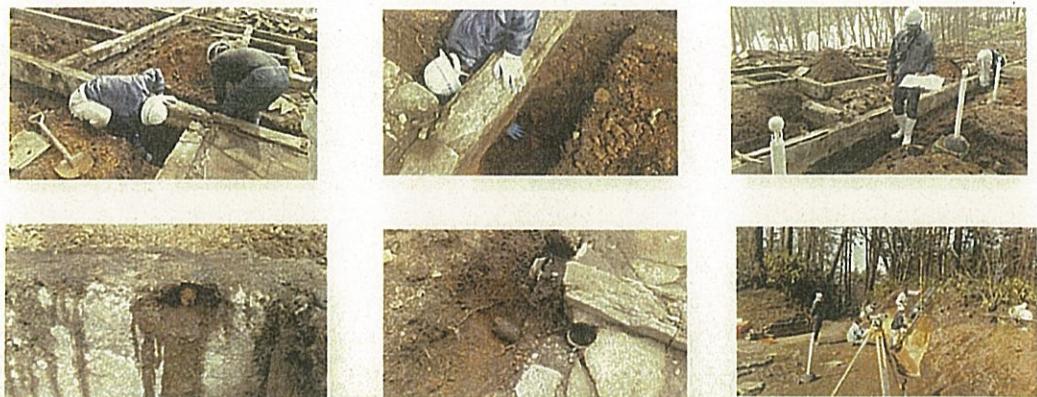
⑦ 地層断面の調査

査観音寺跡基



- 跡地周辺部の山側の一部を削る
- 地層を露出させる
- 本来のG・Lラインまで掘り下げる
- 新たな遺物を確認

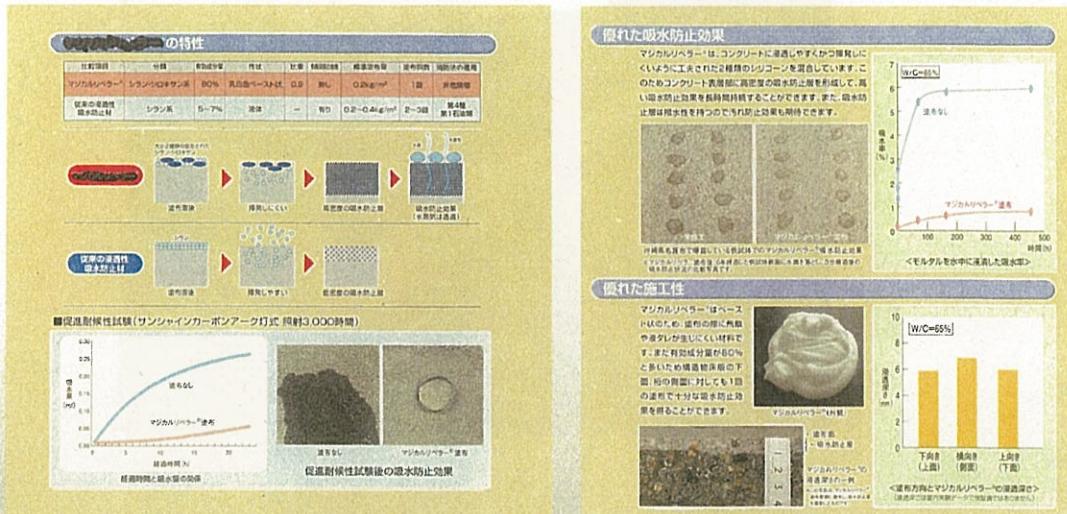
⑧ 基礎構造調査



- 基礎の一部にピットを掘る
- 主な部分を計測
- 新たな発見
 - ※土間の排水用と思われる穴
 - ※洗い場の土管を延長した土中に別の土管
 - ※医務室と土間の間の基礎に空洞

3. 特殊樹脂を用いた工法の概要

① 材料の特性



- 基礎に浸透
- 撥水効果がある
- 7年程度が目安
- 従前の製品に比べて表面だけでなく内部まで浸透

② 施工実例



- ハッ場ダム工事に伴う長野原草津口駅付近の整備でJRの鉄道橋躯体(コンクリート製)の劣化防止に使用された実績あり
- 酸性雨に効果が期待できる
- 作業が比較的に簡単
- 構造物の原色を損なわない

③ 施工の方法

施工の手順 (3)



- 原料を希釀する
- 高圧をかけて基礎に吹き付ける
- 基礎の下部まで塗付する
- 乾燥させる

④ 現状復旧の方法



- 基礎を埋め戻す
- がれきを元どおりに並べる
- 砂をかける
- 砂利で覆う
- 便槽に蓋をする

4. 跡地の現状

① 見学デッキの新設



- 石碑の台座を新設
- 石碑を固定する
- 手すりを作る
- デッキを張る

② 見学デッキの一般公開



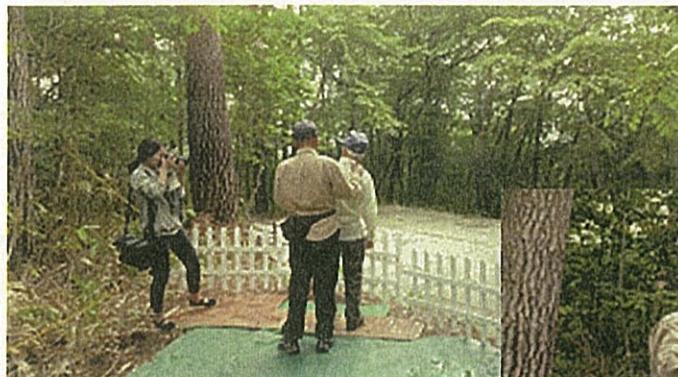
- 4月17日、運営委員会メンバーの内覧会
- 4月30日にテープカット式挙行
- 一般公開をスタート

③ 展望台の整備



- 跡地北西の高台に道を開ける
- 頂上を整地
- 柵とロープで囲み区画を作る
- 抜根する
- 歩行用シートを張る
- 案内板を作る

④ 展望台の一般公開



- 7月2日に楽泉園入所者自治会長ら役員が視察
- 同日より一般公開をスタートした

5. 重監房資料館の活動状況



- 展示・解説の実施
- 出張講演の実施
- 近隣市町村、施設、道の駅、ホテル等へのPR
- 6月25日に来館者1万人を達成
- DVDの貸し出しを開始
- 語り部活動を開始予定
- 学会発表、新聞・雑誌等の誌上発表
- 取材対応
- 除雪、草刈、その他の管理

歴史的建造物の保存等検討会開催要項

1. 趣旨

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条等を踏まえ、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等に資するため、歴史的建造物の保存等に関する基本的な考え方などの検討等を行う「歴史的建造物の保存等検討会」を開催する。

2. 検討会の構成員

- (1) 検討会は、入所者代表、原告団代表、施設長代表、自治会代表、弁護団連絡会、学識経験者等から構成するものとし、健康局長が委嘱する。
- (2) 座長は、健康局長が指名する。
- (3) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 構成員の任期は、2年とする。
- (5) 座長は、検討に必要があると認めるときは、構成員以外の自治会長その他必要な者を参考人として出席を求めることができる。

3. 検討内容

- (1) 歴史的建造物の保存等に関する基本的な考え方について
- (2) 歴史的建造物等の諸調査の実施について
- (3) 歴史的建造物等の保存、活用等に必要な基本的な計画について
- (4) その他

4. ワーキンググループの設置

- (1) 健康局長は、歴史的建造物の保存等に関する具体的な検討を行わせるため、必要に応じワーキンググループを置くことができる。
- (2) ワーキンググループは、検討会構成員、自治会代表、療養所代表、その他関係者から構成するものとし、健康局長が委嘱する。
- (3) ワーキンググループの構成員の任期は、2年とする。

5. その他

- (1) 本検討会の庶務は、健康局疾病対策課において行う。
- (2) 本検討会は公開とする。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができます。
- (3) この要項に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議のうえ、これを定める。

歴史的建造物の保存等検討会構成員名簿

鮎 京 真知子 弁護士(ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会)

金 平 輝 子 元ハンセン病問題に関する検証会議座長

金 城 雅 春 沖縄愛樂園自治会長

黒 尾 和 久 国立ハンセン病資料館学芸部長

◎ 島 田 馨 元総務省人事・恩給局顧問医

志 村 康 ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会会长

藤 岡 洋 保 東京工業大学名誉教授

藤 田 邦 雄 ハンセン病療養所施設長協会会长(国立療養所長島愛生園長)

細 田 進 特定非営利活動法人東村山生き生きまちづくり人権の森委員会委員

増 田 利 之 埼玉県加須市立北川辺西小学校長

森 和 男 全国ハンセン病療養所入所者協議会会长

五十音順
◎は座長(予定)